



広工環第99号

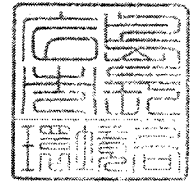
平成23年3月29日

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 佐々木 隆之 様

広島市長 秋葉 忠利

(環境局工材課・温暖化対策部環境保全課)



(仮称) JR可部線電化延伸業に係る環境影響評価実施計画書について (通知)

このことについて、広島市環境影響評価条例第10条第1項の規定により、別紙のとおり環境の保全の見地からの検討を行った結果に基づく意見を述べます。

(仮称) JR可部線活性化事業(電化延伸)に係る環境影響評価実施計画書について
(市長意見)

本事業は、一旦廃止されたJR可部線の一部区間を復活させるとともに新駅を整備することにより、公共交通機関の機能強化や地域活性化を図ることを目的として検討されており、実現すれば全国初のケースとなる。

また、事業の実施については、周辺住民の関心も高く利便性が向上する一方で、沿線住民への騒音、振動等の生活環境の変化に対する十分な配慮が求められる。

このため、事業者による環境影響評価が適切に実施され、その結果を環境保全措置等に適正に反映させるため、本事業に寄せられた市民意見に配慮するとともに、広島市環境影響評価審査会からの意見を最大限尊重し、次のとおり市長意見を述べる。

1 全体的事項

- (1) 事業を進めるにあたっては、住民に対し十分な説明を行うとともに、住民の疑問、意見には誠意をもって対応すること。
- (2) 環境影響評価準備書には、市民に分かりやすい用語、表現を用い、専門用語を用いる場合は、用語の解説を添付すること。また、参考とした資料については、その正式名称を記載するとともに、必要に応じて資料の概要を添付すること。
- (3) 事業に伴う二酸化炭素、粉じん、景観等、目標値や計画値がないなど、評価基準を設定しにくい環境要素については、複数の環境保全措置を比較検討し、実施可能な範囲で出来る限り環境への影響を回避・低減した計画となっていることを環境影響評価準備書に記載すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 騒音、振動について

事業の実施に伴い、旧軌道敷の沿線では、現在の比較的静かな状況に比べればもちろんのこと、廃止前と比べても列車の走行本数や連結車両数が増加して騒音・振動の状況は大きく変化する。このため、電車の走行に伴う騒音・振動の調査結果に基づき、沿線建物の状況も考慮した騒音・振動の少ない材料、工法の採用など適切な環境保全措置を検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

(2) 電波障害について

事業の実施に伴う工事の実施中及び供用後における電波障害の発生の可能性について、調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措置を検討し、環境影響評価準備書に記載すること。

(3) 景観について

本事業は市街地を通過する鉄道事業であることから、景観の予測、評価については、遠景からの予測評価に加え、沿線住民等からの近景や歩く人の目線からの景観についても予測、評価すること。また、電化に伴う支柱、架線、新駅及び線路用地の防護柵の設置等にあたっては、景観に配慮したデザインや建造物の配置のあり方なども含めた環境保全措置を検討し、環境影響評価準備書に記載すること。

(4) 温室効果ガス対策について

供用時の計画地周辺の交通体系変化に由来する温室効果ガスの予測評価に際しては、二酸化炭素に加えて、一酸化二窒素の予測、評価の可能性についても検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。

3 その他

事業は市街地を通過する鉄道事業であることから、住民に対して十分な説明をするとともに、関係機関と協議し、周辺住民や利用者に対する日常の安全対策に十分配慮した計画とすること。